連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

平成19年5月16日

富士通株式会社 取締役会 御中

新日本監査法人

指定社員 公認会計士 友 永 道 子 印 業務執行社員 公認会計士 友 永 道 子 印

指定社員 公認会計士角田伸理之 印業務執行社員 公認会計士角田伸理之 印

指定社員 公認会計士 唐木 秀明 印業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、富士通株式会社の平成18年4月1日から 平成19年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算 書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。この連結計算書類の作成責 任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明すること にある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。 監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用 方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の 基準に準拠して、富士通株式会社及び連結子会社から成る企業集団の当該連結計算書類に係る期間 の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は取締役会決議に基づき、2007年 5月2日にGFI Informatique SAの株式等の公開買付けを行うことを公表した。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上